

## 意 見 書

奈良市議会

議長 殿

奈良市議会 議会制度検討特別委員会

委員長 殿

平成 25 年 2 月 8 日

奈良市議会議員

中 西 吉 日 出

現在、検討されております奈良市議会議員政治倫理条例案（以下条例案といいます）については、私は平成 24 年 10 月 12 日付の意見書において、明白に日本国憲法に違反する違憲、無効なものであるとの意見を申し上げましたが、私の意見書に対し、何ら有効な反論もないまま漫然と手続を進めておられますので、再度意見を申し上げます。

1 まず、2012 年 8 月 17 日付の「政治倫理条例についての考察」（以下「考察」といいます）と題するいわゆる「知見」の意見書によりますと、その第 1 ページにおいて、「府中市議会の政治倫理条例紛争の広島高裁判決では違憲の判断が出ているが、それだけをもって二親等の請負禁止規定は違法違憲であると断定してはならない。」とし、さらには「府中市議会側が自らの主張を正当化するために十分な訴訟活動を展開していたのか、疑問も多い。」とされていますが、そもそも「知見」による考察としては甚だ異例というべきであり、二親等の請負禁止規定が日本国憲法に違反しないと考えられるのであれば、端的にその根拠を論理展開されるべきものでしょう。

2 そこで、「知見」の「考察」において、二親等の請負禁止規定が日本国憲法に違

反しないとされる根拠がどこかに書いてあるのかと精査しましたが、第5ページから第6ページにかけて「どのような立法事実に基づき条例を定めたかについて、府中市議会側は十分な主張・立証が出来ていないことがこのような判決を導いたものとも考えられる。」として、またもや府中市議会が悪いのだと言わんばかりの指摘があり、続いて「だとすれば、貴議会では二親等規制を定める立法事実を積み重ねて検討を経ておくことで、違憲判断を回避することが出来るといえる。弁護士側としては、引き続き二親等規制に関する立法事実の調査・資料収集を進めて、意見を提示する。」としか書かれていません。

つまり、二親等の請負禁止規定が日本国憲法に違反しないという端的な理由は何ら述べられていないばかりか、引き続き調査・資料収集をします、として宿題として先送りされているのです。

3 このことは重大な意味を持っています。今、議会の委員会では、二親等の請負禁止規定を制定しようとされていることについて、それは憲法に違反しますよ、と指摘しているのに対し、それが憲法に違反しない理由となる立法事実を直ちに説明できないということにほかなりません。

引き続き立法事実を調査・資料収集して意見を提示するはどういうことなのでしょう。それなら、立法事実を引き続き調査・資料収集しなければ意見が提示できない事柄について、何ゆえ先に立法しようとされているのかが問われなければならず、順序が逆というよりも、二親等規制が憲法に違反するということに有効な反論が出来ず、まずは二親等規制をしましょう、それに対する違憲判断を回避するために、引き続き調査・資料収集します、と述べられているだけと考えます。

4 次に、知見の意見書として、平成24年10月26日付「政治倫理条例の考察(2)」(以下「考察(2)」といいます)が提出されました。そこでは、「知見」が宿題とされた、引き続き調査・資料収集された結果としての「立法事実」がどのように書かれているのか精査しましたが、以下に述べますとおり、憲法に違反しない

という根拠となるような立法事実の指摘は何もなされていません。

むしろ、論理のすり替えと事実に基づかない市民の側から見てという情緒的な見解しか述べられていません。

5 「考察（2）」の3ページから4ページに書かれていますが、「ア 奈良市の現状について」として、（ア）弁護士の調査により、実際の市議会議員の親族が経営している建設工事等入札参加申請業者は4社あったことが判明した、とされ、「関連する請負業者の絶対数こそ少ないが、そのうち奈良市との契約関係に至っている割合は決して低くはない。また、関連する業者が一斉に自発的に契約を辞退しているような事態は見受けられなかった。」と記載されていますが、これがどうしたということなのでしょう。これが何ゆえ二親等の請負禁止規定を設けることを妥当とする立法事実になるのでしょうか。関連する請負業者が入札に参加すること、落札して契約関係に至っていることで具体的な不都合、不当な事態、不祥事が発生しているということを指摘しなければ立法事実とはなり得ないでしょう。どんな不都合があったか、どんな不当な事態となっているか、どんな不祥事が発生したか、それによって市民の信頼がいかに損なわれたかについて何ら述べられていないではないですか。

むしろ、調査に対する奈良市側の回答では、具体的な不都合や不当な事態はないとの回答ではなかったでしょうか。

したがって、二親等の請負禁止規定を設ける必要性を否定する根拠となる調査結果を、あたかも二親等の請負禁止規定を設けることの立法事実であるかのごとく主張しているのであって、まったく逆でしょう。

6 さらに、（イ）として、市民団体が談合行為によって市が損害を被ったとして市長相手に損害賠償を請求した事件の裁判が確定し、奈良市は平成21年9月1日、市内に本店を置く201の業者を指名停止にした、との記述がありますが、これがどうして、二親等の請負禁止規定を設けることの立法事実になるのでしょうか。談合行為があったという歴史的事実と、それを二度と繰り返さないように入札手

続を整備し談合行為を根絶させる必要があるという立法事実と、二親等の請負禁止規定を設ける必要があるか否かの立法事実とはまったくの別の事柄ではありませんか。

7 結局、「知見」による「考察（2）」による見解としては、「奈良市民からすれば、疑惑の念を感じることがあり得るため、議員としては関連する会社に辞退を促す努力をし、疑惑の払拭に努めるべきである。」という点と、「二親等規制は、時代の趨勢である。」という認識にあるといえましょう。

しかし、「奈良市民が疑惑の念を感じることがあり得るため、議員としては、疑惑の払拭に努めるべきである。」という見解は一般論としての議員の責務として傾聴すべきことではあっても、それが二親等の請負禁止規定を設ける立法事実となるものではないし、二親等の請負禁止規定が憲法に違反しないとする根拠にはなり得ないことです。

さらに、二親等規制は時代の趨勢である、という認識も、それ自体は自由ですが、「時代の趨勢」にまでなっているはずの二親等の請負禁止規定を設ける必要性に対する明白で具体的な立法事実を何ら述べることが出来ないこととまったく整合せず、単なる開き直りか、論理のすり替えでしかありません。

何ら正当な理由を述べられないため、結論だけを叫んでいるのと同じです。

8 このような日本国憲法に違反する、違憲、無効な条例を制定しようとの手続は即刻廃止されるよう再度意見書を提出します。

9 貴委員会においては、私に対し、書面をもって意見を提出せよとの申し出があり、私はその申し出にしたがって意見書を提出いたしましたので、私の意見書に対し何らかの反論なりがありましたら、書面をもってご回答ください。